

総務文教常任委員会説明資料

消防団の設置等に関する条例 比較表～資料1

消防報償金条例 比較表～資料2

平成27年9月8日

総 務 課

消防団の設置等に関する条例 比較表

清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例案	西十勝消防組合消防団条例												
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項及び第19条第2項並びに第23条第1項の規定に基づき、清水町における消防団の設置、名称、区域及び消防団員の定員並びに非常勤である消防団員（以下「団員」という。）の任用、分限、懲戒及び服務その他の事項について定めるものとする。</p> <p>(消防団の設置、名称及び区域)</p> <p>第2条 清水町に清水消防団及び御影消防団を置き、その管轄する区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="143 683 1093 900"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清 水 消 防 団</td> <td>清水町の区域のうち字清水、字下佐幌、字人舞、字熊牛、字美蔓、字上然別及び清水市街地</td> </tr> <tr> <td>御 影 消 防 団</td> <td>清水町の区域のうち上記以外の区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消防団の定員)</p> <p>第3条 消防団員の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="143 973 694 1145"> <thead> <tr> <th>消防団名</th> <th>定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清 水 消 防 団</td> <td>65 人</td> </tr> <tr> <td>御 影 消 防 団</td> <td>40 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(任命)</p> <p>第4条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき団員のうちから町長が任命し、その他の団員は、次の各号の資格を有する者のうちから、町長の承認を得て団長が任命する。ただし、町長が必要と認める場合はこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該消防団の区域内に居住又は勤務する者 (2) 年齢18歳以上の者 (3) 団員としての志しを有し、身体が丈夫で健康な者 	名 称	区 域	清 水 消 防 団	清水町の区域のうち字清水、字下佐幌、字人舞、字熊牛、字美蔓、字上然別及び清水市街地	御 影 消 防 団	清水町の区域のうち上記以外の区域	消防団名	定 員	清 水 消 防 団	65 人	御 影 消 防 団	40 人	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、西十勝消防組合（以下「組合」という。）における消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他の事項について定めることを目的とする。</p> <p>(設置区域及び定員)</p> <p>第2条 組合に消防団を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 消防団の名称及び区域並びに団員の定員は、別表1のとおりとする。
名 称	区 域												
清 水 消 防 団	清水町の区域のうち字清水、字下佐幌、字人舞、字熊牛、字美蔓、字上然別及び清水市街地												
御 影 消 防 団	清水町の区域のうち上記以外の区域												
消防団名	定 員												
清 水 消 防 団	65 人												
御 影 消 防 団	40 人												

清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例案	西十勝消防組合消防団条例
<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 懲戒処分により団員を免ぜられ、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(第4条に規定)</p> <p>(規則に定めることとする。)</p> <p>(分限及び失職)</p> <p>第6条 団員が次の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1) 勤務実績がよくない場合</p> <p>(2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>(3) 職制又は定員の改廃により、過員を生じた場合</p> <p>2 団員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 第4条に規定する資格を有しないこととなったとき。</p> <p>(2) 第5条各号の一に該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 死亡したとき。</p> <p>(退職)</p> <p>第7条 団員が退職しようとする場合は、文書をもって任命権者に願出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>(懲戒処分)</p> <p>第8条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合は、懲戒処分</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第3条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 消防団の区域に居住しない者</p> <p>(2) 18歳未満の者</p> <p>(3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(4) 懲戒処分により団員を免ぜられ、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(5) 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(6) 心身虚弱な者</p> <p>(任命)</p> <p>第4条 消防団長は、当該消防団の推薦に基づき組合管理者（以下「管理者」という。）が任命する。</p> <p>2 消防団長以外の団員は、管理者の承認を得て、当該消防団長が任命する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 消防団長の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(分限)</p> <p>第6条 団員が次の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを降任し、または解職することができる。</p> <p>(1) 勤務実績がよくない場合</p> <p>(2) 第3条第1号、第3号および第5号に該当するに至った場合</p> <p>(3) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、またはこれにたえない場合</p> <p>(4) 職制または定員の改廃により、過員を生じた場合</p> <p>(退職)</p> <p>第7条 団員が退職しようとする場合は、文書をもって任命権者に願出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>(懲戒処分)</p> <p>第8条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合は、懲戒処分</p>

清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例案	西十勝消防組合消防団条例
<p>することができる。</p> <p>(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合</p> <p>(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合</p> <p>(3) 職務の内外を問わず、団員としてふさわしくない行為があった場合</p> <p>第9条 前条の懲戒処分は、次の区別により行うものとする。</p> <p>(1) 戒告</p> <p>(2) 停職</p> <p>(3) 免職</p> <p>2 停職は、10日以上1月以内の期間とする。 (服務規律)</p> <p>第10条 団員は、次の各号を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 規律を守り、上司の指揮命令に従い、職務に専念すること。</p> <p>(2) 職務に関し、金品の寄贈若しくは供応、接待を受け、又はこれを請求する等の行為をしないこと。</p> <p>(3) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。</p> <p>(4) 消防団又は団員の名義をもって、特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。</p> <p>(5) 機械、器具その他消防の設備、資材は、職務以外に使用しないこと。</p> <p>(6) 消防団又は団員の名義をもって、みだりに寄付金を募り、若しくは営利行為をなし、又は義務の負担となるような行為をしないこと。</p> <p>第11条 団員は、招集があった場合又は災害の発生を知った場合には、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤しなければならない。 (報酬)</p> <p>第12条 団員に別表第1に定める報酬を支給する。 (費用弁償)</p> <p>第13条 団員が招集に応じて、火災その他の災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合は、別表第2に定める額を費用弁償として支給する。</p> <p>2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合は、非常勤職員の報酬</p>	<p>することができる。</p> <p>(1) 消防に関する法令、条例または規則に違反した場合</p> <p>(2) 職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合</p> <p>(3) 職務の内外を問わず、団員としてふさわしくない行為があった場合</p> <p>第9条 前条の懲戒処分は、次の区別により行なうものとする。</p> <p>(1) 戒告</p> <p>(2) 停職</p> <p>(3) 免職</p> <p>2 停職は、10日以上1月以内の期間とする。 (服務規律)</p> <p>第10条 団員は、次の各号を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 規律を守り、上司の指揮命令に従い、職務に専念すること。</p> <p>(2) 職務に関し、金品の寄贈若しくは饗応、接待を受け、またはこれを請求する等のことがあってはならない。</p> <p>(3) 職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。</p> <p>(4) 消防団または団員の名義をもって、特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、または他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。</p> <p>(5) 機械、器具その他消防の設備、資材は、職務以外に使用してはならない。</p> <p>(6) 消防団または団員の名義をもって、みだりに寄付金を募り、若しくは営利行為をなし、又は義務の負担となるような行為をしてはならない。</p> <p>第11条 団員は、招集があった場合又は災害の発生を知った場合には、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤しなければならない。 (報酬)</p> <p>第12条 団員に報酬を支給する。</p> <p>2 報酬は、別表2に定める額とする。 (費用弁償)</p> <p>第13条 団員が招集に応じて、火災その他の災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合は、別表3の(1)に定める額を費用弁償として支給する。</p> <p>2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合は、別表3の(2)に定</p>

<p>清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例案</p>	<p>西十勝消防組合消防団条例</p>
<p>及び費用弁償条例（昭和31年清水町条例第22号。以下「非常勤職員報酬等条例」という。）別表第2に準じて費用弁償を支給する。</p> <p>（支給の方法）</p> <p>第14条 報酬及び費用弁償の支給の方法については、規則に定めるもの以外、非常勤職員報酬等条例の例による。</p> <p>（被服の貸与）</p> <p>第15条 団員に被服を貸与する。</p> <p>2 被服の品目及び貸与期間については、町長が別に定める。</p> <p>（表彰）</p> <p>第16条 町長は、団員が表彰に値すると認めるときは、別に定めるところにより表彰することができる。</p> <p>（公務災害補償）</p> <p>第17条 団員が公務により死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかったとき、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態になったときは、北海道市町村総合事務組合（平成7年市町村第1973号指令。以下「総合事務組合」という。）の定めるところにより損害を補償する。</p> <p>（賞じゅつ金等）</p> <p>第18条 団員が、消防作業に従事又は災害に際し出動するにあたって一身の危険を顧みることなく、その職務を執行し、そのために死亡し、又は障がいの状態になった場合においては、総合事務組合の定めるところにより賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を授与する。</p> <p>（退職報償金）</p> <p>第19条 団員が退職した場合は、総合事務組合の定めるところにより、退職報償金を支給する。</p> <p>（規則への委任）</p> <p>第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>める額を費用弁償として支給する。</p> <p>3 前2項に規定する費用弁償において、別表3の(1)に定める額と別表3の(2)に定める日当の額とは、これを重複して支給できないものとする。</p> <p>4 第2項の規定によるもののほか、団員の当該旅行に係る費用弁償の額は、組合の非常勤職員の例による。</p> <p>（支給の方法）</p> <p>第13条の2 報酬及び費用弁償の支給の方法については、組合の非常勤職員の例による。</p> <p>（被服の給与）</p> <p>第14条 団員に被服を給与又は貸与する。</p> <p>2 被服の品目、使用期間については、管理者が定める。</p> <p>（表彰）</p> <p>第15条 管理者は、消防団員が表彰にあたいすると認めるときは、別に定めるところにより表彰することができる。</p> <p>（条文なし）</p> <p>（条文なし）</p> <p>（条文なし）</p> <p>（規則への委任）</p> <p>第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>

清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例案

西十勝消防組合消防団条例

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、解散前の西十勝消防組合消防団条例（昭和 49 年西十勝消防組合条例第 1 号。以下「解散前の条例」という。）の規定により任命された者は、第 4 条の規定により団長及び団員に任命されたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに、解散前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、なお解散前の条例の例による。
- 5 施行日の前日までに解散前の条例の規定により支給すべき理由を生じた報酬及び費用弁償については、なお、解散前の条例の例により支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 49 年 7 月 1 日から施行する。

(以下附則省略)

別表 1

消防団の名称、区域、定員

名 称	区 域	定 員
西十勝消防組合 清 水 消 防 団	清水町の区域のうち字清水、字下佐幌、字人舞、 字熊牛、字美蔓及び清水市街地	65 人
西十勝消防組合 御 影 消 防 団	清水町の区域のうち上記以外の区域	40 人
西十勝消防組合 芽 室 消 防 団	芽室町全域	85 人
西十勝消防組合 新 得 消 防 団	新得町の区域のうち字新得、字上佐幌、字下佐 幌、字新内及び新得市街地	60 人
西十勝消防組合 屈 足 消 防 団	新得町の区域のうち上記以外の区域	45 人
計		295 人

清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例案

別表第1 (第12条関係)

報酬年額表

階 級 別	金 額
団 長	86,000 円以内
副 団 長	69,000 円以内
部 長	44,000 円以内
班 長	40,000 円以内
団 員	36,500 円以内
機 関 員	13,000 円以内

備考 機関員報酬は、機関員を命ぜられた者に併給する。

別表第2 (第13条関係)

区 分	支給単位	金 額	適 用
災害出動の職務	1 回	5,000 円	基準時間 4 時間
訓練、警戒、査察等の職務	1 回	4,000 円	基準時間 6 時間
会議、研修等の職務	1 日	3,000 円	

備考 基準時間又は端数ごとに1回とする。

西十勝消防組合消防団条例

別表2

報酬年額表

階 級 別	金 額
団 員	86,000 円
副 団 長	65,000 円
分 団 長	57,000 円
副 分 団 長	46,000 円
部 長	44,000 円
班 長	40,000 円
団 員	30,000 円
機 関 員	13,000 円

※機関員報酬は、機関員を命ぜられた者に併給する。

別表3

(1) 災害等出動の費用弁償日額表

区 分	支給単位	金 額	適 用
災害出動の職務	1 回	5,000 円	1回の単位は4時間とする。
訓練、警戒、査察等の職務	1 回	4,000 円	1回の単位は6時間とする。
会議、研修等の職務	1 日	3,000 円	

(2) 公務のため旅行したときの費用弁償額

車 賃	交 通 費		宿 泊 料 (1夜につき)				
	甲地方 1日につき	乙地方 1日につき	甲地方	乙地方	丙 地 方		
					甲	乙	丙
円 20	円 1,800	円 1,000	円 9,000	円 8,000	円 8,000	円 6,000	円 3,000

清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例案	西十勝消防組合消防団条例
	備考 甲地方、丙地方、乙地方の区分及び鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、交通費、固定宿泊施設以外の宿泊料及び自己費用負担が生じない車賃の取扱いについては、組合の非常勤特別職員の例による。

消防報償金条例 比較表

清水町消防報償金に関する条例案	西十勝消防組合消防報償金条例
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、清水町の消防団員に報償金を授与することを目的とする。</p> <p>(報償金)</p> <p>第2条 町長は、消防団員が消防活動（訓練、演習等の活動を含む。）に従事又は災害に際し出動するにあたって、その職務の遂行により死亡し、又は障がいの状態となった場合においては、報償金を授与する。</p> <p>2 報償金のうち殉職者報償金の額は、功労の程度に応じて50万円から200万円の範囲内で町長が定めるものとし、障害者報償金の額は、功労の程度並びに非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）第6条第2項に規定する障害等級8級以上の等級に応じて別表に定める額とする。</p> <p>3 報償金は、当該消防団員が死亡した場合にあってはその遺族に授与し、遺族の範囲等については、政令第9条及び第10条の規定の例による。</p> <p>4 報償金は、清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例（平成28年清水町条例第 号）に基づく賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金が授与される場合、これを授与しない。</p> <p>(とちち広域消防組合において規定する予定)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、西十勝消防組合に勤務する消防職員及び消防団員並びに部外の個人に報償金を授与することを目的とする。</p> <p>(消防吏員及び消防団員に対する報償金)</p> <p>第2条 管理者は、消防職員又は消防団員が消防活動（訓練、演習等の活動を含む。）に従事するにあたって、その職務を遂行し、そのため死亡し、又は障害の状態となった場合においては、報償金を授与する。</p> <p>2 報償金のうち殉職者報償金の額は、功労の程度に応じて50万円以上200万円の範囲内で管理者が定めるものとし、障害者報償金の額は、功労の程度並びに非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号。以下「政令」という。)第6条第3項及び第4項に規定する障害等級に応じて別表に定める額とする。</p> <p>3 報償金は、当該消防職員又は消防団員が死亡した場合にあってはその遺族に授与し、遺族の範囲等については、政令第9条及び第9条の3第2項の規定の例による。</p> <p>4 報償金は、消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和44年条例第6号）に基づき、賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金が授与される場合、これを授与しない。</p> <p>(協力者等に対する報償金)</p> <p>第3条 消防法（昭和23年法律第186号）第25条第2項若しくは第29条第5項（同法第36条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者、同法第35条の7第1項の規定により救急業務に協力した者又は水防法（昭和24年法律第193号）第17条の規定により水防に従事した者が、消防作業若しくは水防に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより障害を受け、このため死亡し又は重度障害の状態となり、その功労により管理者から表彰を受けたときは、管理者は、当該者に対し報償金を授与することができる。</p> <p>2 前条第2項、第3項及び第4項の規定は、前項の規定により報償金を授与する場合に準用する。</p>

清水町消防報償金に関する条例案

(審査)

第3条 報償金の授与の対象となる公務上の死亡及び障がいの程度の認定並びに報償金の授与は、消防団長の申請により町長が行う。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日までに、解散前の西十勝消防組合消防報償金条例（平成元年西十勝消防組合条例第2号。以下「解散前の条例」という。）の規定により支給すべき理由を生じた報償金については、なお解散前の条例の例により支給する。

別表（第2条関係）

障 害 等 級	功 労 の 程 度 に よ る 支 給 額
第 1 級	100 万円以上 200 万円の範囲内で管理者が定める額
第 2 級	90 万円以上 180 万円の範囲内で管理者が定める額
第 3 級	70 万円以上 150 万円の範囲内で管理者が定める額
第 4 級	60 万円以上 130 万円の範囲内で管理者が定める額
第 5 級	50 万円以上 100 万円の範囲内で管理者が定める額
第 6 級	30 万円以上 70 万円の範囲内で管理者が定める額
第 7 級	20 万円以上 50 万円の範囲内で管理者が定める額
第 8 級	10 万円以上 30 万円の範囲内で管理者が定める額

西十勝消防組合消防報償金条例

(審査)

第4条 報償金の授与の対象となる公務上の死亡及び障害の程度の認定並びに報償金の授与は、消防長の申請により管理者が行う。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

障 害 等 級	功 労 の 程 度 に よ る 支 給 額
第 1 級	100 万円以上 200 万円の範囲内で管理者が定める額
第 2 級	90 " 180 "
第 3 級	70 " 150 "
第 4 級	60 " 130 "
第 5 級	50 " 100 "
第 6 級	30 " 70 "
第 7 級	20 " 50 "
第 8 級	10 " 30 "